

～めざそう 災害に強い土岐川・庄内川～

平成29年9月8日
多治見市
国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所

多治見市タイムライン（平成29年度運用版）の公表 ～円滑かつ迅速な避難のための取り組み～

平成28年3月に策定した多治見市浸水事前防災行動計画（タイムライン）について、これまでに試行及び振り返りを踏まえた修正の検討を実施してきました。

第10回検討会の結果、多治見市タイムライン（平成29年度運用版）が完成し、多治見市が各関係機関と連携してより実効性のある事前防災行動を実施していきます。

1. 背景

土岐川からの外水氾濫や内水等の大規模水災害に備え、国、県、市、地域の方々が連携し、台風による水害に対する事前行動を行うための「多治見市浸水事前防災行動計画（タイムライン）（平成27年度版）」が平成28年3月に完成しました。

洪水等からの「人命被害ゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するために昨年度の試行及び振り返りを踏まえて行動項目等の見直しを実施してきました。

2. 平成27年度版からの主な修正点

○脇之島排水機場の運用状況を踏まえた、より実効性のあるタイムラインステージ移行時期の見直し。

※タイムラインステージとは、台風の発生から災害の発生までの各段階をいう。

○事前防災行動項目毎に対応した各機関の役割についての見直し。

3. 今後の取組

脇之島川の合流処理及び土岐川左岸ポンプ場完成等に伴う新たなシナリオを踏まえた多治見市浸水事前防災行動計画の検討。

4. 添付資料

多治見市浸水事前防災行動計画（タイムライン）（平成29年度運用版）

5. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、多治見市政記者クラブ

6. その他

庄内川河川事務所ホームページ（多治見タイムライン検討会）

http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/tajimi_timeline/index.html

【問合せ先】

多治見市役所企画部企画防災課防災グループ

危機管理監 加藤 繁

課長代理 近藤 信介

TEL 0572-22-1378（直通）

FAX 0572-24-0621

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

総括地域防災調整官 酒井 佳治

調査課長 池原 貴一

TEL 052-914-6713（直通）

FAX 052-914-6947

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン) (平成29年度運用版)

役割の凡例 ◎:情報の収集・発信または行動実施の中心となる主体 ○:行動を補助・支援する主体 △:情報を伝達・活用する主体

タイムライン ステージ	対応事項		防災支援		指揮・調整/意思決定/情報							社会基盤関連					住民避難・住民対応					
	行動内容	行動細目	岐阜地方 気象台	河川 庄内川 事務所	多治見市 市長	多治見市 企画防災課	多治見市 教育総務課	多治見市 子ども支援課	岐阜県 防災課	多治見市 道路河川課	多治見市 浄化センター (下水道課)	多治見市 事務所	岐阜県 土木事務所 道路維持課	岐阜県 河川砂防課	岐阜県 交通第一課	多治見市 予防警防課	多治見市 福祉課	多治見市 高齢福祉課	南・北・笠原 消防署	多治見市 警備課	多治見市 消防団	自治会
III	多治見市 台風対応 TimeLine Stage 3「早期警戒」																					
	移行基準:【台風】多治見市に大雨・洪水警報の発表(時間帯によっては警報予告付き注意報の発表)かつ「美濃地方」に24時間雨量200mm以上の降雨が予想される場合(岐阜県気象情報で確認)																					
	多治見市、庄内川河川事務所、岐阜地方気象台による情報共有(TV会議やメーリングリスト)																					
	16 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】																					
	16-1	気象状況・情報の把握				◎	○	○								○	○	○	○			
	16-1-1	気象情報および台風情報の収集				◎	○	○								○	○	○	○			
	16-1-2	市役所職員に対する気象情報・台風情報の伝達				◎	△	△								△	△	△	△			
	16-2	土岐川の水位・状況に関する情報の共有(提供・入手)	△	◎		◎										△	△	△	△		△	△
	16-3	市民による通報情報の入手・整理・共有		◎		◎					◎	◎	◎		◎				◎			○
	16-4	現地状況の把握・共有		○		◎			△		◎	◎	◎	○	◎				◎		△	
	17 防災対応計画の策定と共有【意思決定】																					
	17-1	防災体制に関する意思決定		◎	◎	◎																
	17-1-1	タイムラインステージ引き上げ(TL3:早期警戒)の意思決定		◎	◎	◎																
	17-1-2	タイムラインステージ引き上げの情報共有・連絡		△	△	△																
	17-2	災害対策本部長の意思決定		○	○	◎										○	○	○	○		○	○
	17-2-1	内水はん濫による浸水想定エリアの避難準備・高齢者等避難開始の発令				◎																
	17-2-2	(※状況に応じて:脇之島排水機場外水位 3.1mが基準)(18-1が前提条件として必要)				◎																
	17-2-3	自衛隊および緊急消防援助隊の派遣要請の検討				◎																
	18 避難所開設の事前準備【実行】																					
	18-1	避難所開設の準備						○									◎	◎				
	18-1-1	避難所への職員配置(到着次第、受け入れ準備)						○									◎	◎				
	18-1-2	避難所となる施設の管理者への連絡						○									◎	◎				
	18-1-3	希望者があれば避難所への受け入れ開始(配置職員がいなければ、施設管理者が実施)						○									◎	◎				
	18-1-4	避難所配置職員がいれば、受け入れ対応(名簿作成等)						○									◎	◎				
	18-1-5	避難所への職員配置の報告						○									◎	◎				
	18-1-6	避難状況の把握・報告				△		△								◎	◎		△			○
	19 水防活動準備の実施【実行】																					
	19-1	交通情報の収集		◎		△			△	◎	△	◎	◎	◎		○			◎			○
	19-2	水防活動のための資機材・人員・体制確保								◎	◎	◎	◎		◎				◎			◎
	19-2-1	資機材の確保及び運搬								◎	◎	◎	◎		◎				◎			◎
	19-2-2	消防団員の招集(消防職員は災害対策本部設置時に招集)								◎	◎	◎	◎		◎				◎			◎
	19-2-3	協定民間業者への依頼								◎	◎	◎	◎		◎				◎			◎
	19-2-4	協力民間事業者への土壌用土砂の備蓄状況の確認								◎	◎	◎	◎		◎				◎			◎
	19-2-5	排水ポンプ車および可搬式ポンプの操作員の確保・待機		○						◎	◎	◎	◎		◎				◎			◎
	19-3	内水排除対策の準備								◎	△				◎			○				○
	19-3-1	ポンプ場操作員配置(未配置の場合)								◎	△				◎			○				○
	19-3-2	ポンプ車必要台数の確認								◎	△				◎			○				○
	19-3-3	浸水想定シミュレーションによるポンプ車配置箇所の決定								◎	△				◎			○				○
	19-3-4	国への排水ポンプ車要請				△				◎	△				◎			○				○
	19-3-5	土岐川堤防へのポンプ車の進入ルート確保(国長橋左岸)				◎			△	◎					◎			○				○
	19-3-6	排水ポンプ車の準備(現場待機)				◎				◎					◎			○				○
	20 道路通行規制に関する対応準備【実行】																					
	20-1	交通規制に関する対応準備								○	◎	◎	◎		◎							◎
	20-1-1	資機材の確保及び運搬								○	◎	◎	◎		◎							◎
	20-1-2	道路管理者と警察署との間で①全面通行止め②片側交通などの手法を検討								○	◎	◎	◎		◎							◎
	20-2	通行規制状況に関する住民への周知								◎	△	◎	◎		◎						△	△
	21 住民避難支援の実施【実行】																					
	21-1	避難に関する情報提供・情報発信														△	○		△	△	△	○
	21-1-1	受け入れ可能な避難所に関する住民への周知														△	○		△	△	△	○
	21-1-2	ラジオ広報・防災行政無線・パトロール車での呼びかけ(情報発信)														◎			◎	◎	◎	◎
	21-2	避難誘導・避難支援の実施														◎			◎	◎	◎	◎
	21-2-1	避難先への誘導(搬送)														◎			◎	◎	◎	◎
	21-3	避難状況の確認														◎			◎	◎	◎	◎
	21-3-1	残留者の確認														◎			◎	◎	◎	◎
	21-3-2	住民の避難完了の確認(巡回など)														◎			◎	◎	◎	◎
	21-3-3	現地広報・パトロール(住民避難完了後)														◎			◎	◎	◎	◎
	22 対応結果・状況のフィードバック【報告】																					
	22-1	避難状況の共有														△	◎	○		△	△	○
	22-1-1	要支援者確認後の情報提供														△	◎	○		△	△	○
	22-1-2	住民の避難状況の把握							△							◎	○		△	△	△	○

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン) (平成29年度運用版)

役割の凡例 ◎:情報の収集・発信または行動実施の中心となる主体 ○:行動を補助・支援する主体 △:情報を伝達・活用する主体

タイムライン ステージ	対応事項		防災支援		指揮・調整/意思決定/情報						社会基盤関連					住民避難・住民対応							
	行動内容	行動細目	岐阜地方 気象台	河川事務所 庄内川	多治見市長	企画防災課	教育総務課	子ども支援課	防災課	岐阜県 道路河川課	多治見市 浄化センター (下水道課)	多治見市 砂防国道事務所	岐阜県多治見土木事務所 河川砂防課	岐阜県多治見土木事務所 道路維持課	多治見警察署 交通第一課	多治見市 予防警防課	多治見市 福祉課	多治見市 高齢福祉課	南・北・笠原消防署 多治見消防署	多治見警察署 警備課	消防団 多治見市	自治会	
V	多治見市 台風対応 TimeLine Stage 5「緊急対応」 移行基準:【台風】多治見市で道路冠水が発生または、脇之島排水機場の外水位が4.3m(避難勧告基準)を超えるまたは、多治見水位観測所が避難判断水位(4.70m)を超過し、さらに上昇することが予測された場合 多治見市、庄内川河川事務所、岐阜地方気象台による情報共有(TV会議やメーリングリスト) 29 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】																						
	29-1	気象状況・情報の把握	29-1-1	気象情報および台風情報の収集	○		◎	○	○	○	○					○	○	○	○				
			29-1-2	市役所職員に対する気象情報・台風情報の伝達				△	△	△	△					△	△	△	△				
	29-2	土岐川の水位・状況に関する情報の共有(提供・入手)								◎	◎					◎	◎	◎	◎			△	△
	29-3	市民による通報情報の入手・整理・共有								◎	◎					◎	◎	◎	◎				○
	29-4	現地状況の把握・共有								◎	◎	○			○	◎			◎	○		△	
	30	外水はん濫に備えた対応の意思決定【意思決定】																					
	30-1	防災体制に関する意思決定	30-1-1	タイムラインステージ引き上げ(TL5:緊急対応)の意思決定	○	◎	◎	◎															
			30-1-2	タイムラインステージ引き上げの情報共有・連絡	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	30-2	災害対策本部長の意思決定	30-2-1	外水はん濫に備えた避難準備・高齢者等避難開始の発令		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			30-2-2	外水はん濫に備えた避難所開設準備の指示		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			30-2-2	内水はん濫による浸水想定エリアの避難勧告(※脇之島排水機場外水位4.3m)	○	○	◎	○		△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
	31	水防活動の実施【実行】																					
	31-1	内水排除活動の実施	31-1-1	内水箇所状況把握		◎		◎		○	△					◎			◎			◎	
			31-1-2	庄内川河川事務所ポンプ車による内水排除		◎					△	○											
		31-1-3	(必要に応じて)下水道課可搬ポンプによる内水排除							◎													
31-2	現地対応状況の把握・共有	31-2-1	消防団から市への水防活動の報告				△			○					◎			◎			◎		
		31-2-2	市から河川事務所への水防活動の報告		◎		◎			○													
V-①	移行基準:【台風】脇之島排水機場の外水位が5.2m(避難指示(緊急)基準)を超えるまたは、多治見水位観測所が氾濫危険水位(5.0m)を超過し、さらに上昇することが予測された場合 32 外水はん濫に備えた対応の意思決定【意思決定】																						
	32-1	災害対策本部長の意思決定	32-1-1	内水はん濫による浸水想定エリアに対する避難指示の発令(脇之島排水機場外水位5.2m)		◎	◎	◎		○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
			32-1-2	内水はん濫による浸水想定エリアに対する災害対策基本法に基づく警戒区域の設定の意思決定		◎	◎	◎		○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
			32-1-3	内水はん濫対応(内水排除)の実施可否の意思決定(急激な本川水位の上昇など状況悪化が見込まれる場合には内水排除は危険が伴うため)		◎	◎	◎		○	△	△		○		○	○	○	○	○	○	○	○
			32-1-4	外水はん濫に備えた避難勧告の発令	○	◎	◎	◎		○	△	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○
			32-1-5	外水はん濫に備えた避難所開設の指示		△		◎		○	△	△	△			○	○	○	○	○	○	○	○
	33	内水はん濫の想定浸水域における住民の安全確保【実行】																					
	33-1	内水はん濫の想定浸水域における住民避難の完了	33-1-1	内水エリアからの住民(要配慮者および一般住民)の避難完了				◎								◎			◎	◎	◎	◎	○
			33-1-2	災害対策基本法に基づく警戒区域設定による強制退去措置				◎		○						◎			◎	◎	◎	◎	○
	34	内水はん濫の想定浸水域における避難支援者の安全確保【実行】																					
	34-1	内水はん濫エリアにおける避難支援者の安全確保	34-1-1	避難支援者の撤収時の人員・装備確認				◎								○			◎	◎	◎	◎	◎
			34-1-2	(内水)避難支援者の安全確保の完了				◎								○			◎	◎	◎	◎	◎
	35	外水はん濫に備えた対応の意思決定【意思決定】																					
	35-1	現場対応者の安全確保の意思決定	35-1-1	外水はん濫想定エリアにおける現場対応者の退避の意思決定		◎		◎		○		△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	V-②	移行基準:【台風】脇之島排水機場の外水位が7.3mを超えるまたは、多治見水位観測所が計画高水位(6.78m)に達し、さらに上昇することが予測された場合 36 外水はん濫に備えた対応の意思決定【意思決定】																					
36-1		災害対策本部長の意思決定	36-1-1	外水氾濫に備えた避難指示(緊急)の発令(多治見水位観測所6.78m)	○	○	◎	○		○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	
			36-1-2	脇之島排水機場操作員の退避の指示(脇之島排水機場外水位7.3m)							◎												
37		現場対応者の安全確保【実行】																					
37-1		はん濫対応を考慮した現場対応者の安全確保の完了(外水)					◎				◎								◎	◎	◎		
38		今後の防災対応の意思決定																					
38-1		災害対策本部で市長が自衛隊および緊急消防援助隊の派遣要請の意思決定					◎	○		○	△				◎	○	○	○	○	○	○	○	
39		自衛隊の災害派遣要請【実行】																					
39-1		自衛隊及び緊急消防援助隊への災害派遣要請	39-1-1	被害状況の把握		◎		◎		○			○	○	○	◎			○	○			
			39-1-2	自衛隊および緊急消防援助隊活動目的の決定(被災者支援、土壌積み、給食支援、救助要請など)				◎		○						◎							
			39-1-3	自衛隊および緊急消防援助隊集結場所の決定				◎		○						◎							
			39-1-4	市長から知事への自衛隊および緊急消防援助隊派遣要請の連絡				◎		○						◎							
			39-1-5	知事から自衛隊および緊急消防援助隊への派遣要請				◎		○						◎							